



NO. 878

令和3年

広報

6月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。



カタログポケット QRコード 公式ツイッター QRコード



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
https://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 5月1日現在 人口68,192人(前月比-109人) 男34,935人女33,257人世帯数32,095世帯

住宅のリフォームや耐震化にかかる工事費用の一部を補助します

<住宅リフォーム工事>

自己所有の住宅をリフォームされる際、次の要件に該当する市民の方へ工事費の一部を補助します。

要件

- ①補助を受けた住宅に工事完了日以降10年以上住み続ける。
②八街市内に本店のある施工業者で工事する。
③平成24年度～令和2年度に、住宅リフォーム工事補助金または定住促進住宅リフォーム工事補助金の交付を受けていない。
④住宅リフォーム工事の契約・着手をしていない。

申請期間 7月14日(水)～12月28日(火)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

申請場所 都市計画課(本人が申請してください)

件数 30件(先着順・予算に達した時点で終了)

補助金額 10万円上限
(工事費用に要する経費の100分の10以内・千円未満切り捨て)

<木造住宅の耐震診断・耐震改修工事>

自己所有の住宅の耐震診断や耐震改修を希望され、次の要件に該当する市民の方を対象に費用の一部を補助します。

○耐震診断補助

要件

- ①平成12年5月31日以前に建築、または工事着工された個人所有の木造住宅。
②耐震診断の契約・着手をしていない。

申請期間 6月1日(火)～12月28日(火)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

申請場所 都市計画課(本人が申請してください)

件数 20件(先着順・予算に達した時点で終了)

補助金額 8万円上限
(耐震診断に要する経費の3分の2以内・千円未満切り捨て)

○耐震改修補助

耐震改修費、設計費、工事監理費が補助の対象となります。

要件

- ①平成12年5月31日以前に建築、または工事着

工された個人所有の木造住宅。

- ②耐震診断の結果が1.0未満(倒壊の恐れがある)であるもの。
③耐震改修の契約・着手をしていない。

申請期間 6月1日(火)～12月28日(火)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

申請場所 都市計画課(本人が申請してください)

件数 5件(先着順・予算に達した時点で終了)

補助金額 40万円上限

<ブロック塀等の除却工事>

自己所有のブロック塀等の除却を希望され、次の要件に該当する市民の方を対象に費用の一部を補助します。

要件

- ①市内の道路に面して設置されている。
②高さ1.2mを超え、かつ、道路境界線までの水平距離以上あるブロック塀など。
③ブロック塀等の除却工事の契約・着手をしていない。

申請期間 6月1日(火)～12月28日(火)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

申請場所 都市計画課(本人が申請してください)

件数 10件(先着順・予算に達した時点で終了)

補助金額 10万円上限
(除却に要する経費の3分の2以内・千円未満切り捨て)

各補助金の申請方法は、それぞれの申請書に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出してください。

申請開始日は混雑することが予想されるため、感染対策として、マスク着用と手指消毒のご協力をお願いします。また、お待ちいただく際のイスなどは用意していません。熱中症対策も十分に行ってください。

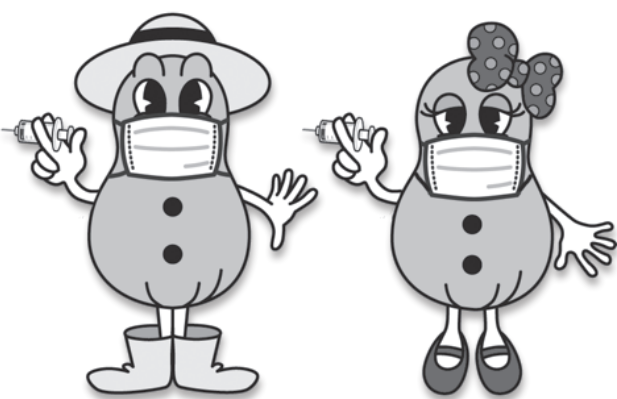
各補助金の申請書類は、都市計画課窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。

都市計画課

☎443-1430

記号の見方 時 日 時 場 会 場 内 容 対 象 定 員 費 用 申 込 日 締 切 日 持 ち 物 問 合 せ

FAX 444-0815



タウシメール「新型コロナウイルス」ワクチンの予防接種の予約についてのお詫びと訂正
誤 正 誤 正
訂正します。

### 東京2020オリンピック・パラリンピック 聖火リレートーチを展示します



千葉県では、各市町村で聖火リレートーチの巡回展示を行っており、本市では、次の日程で展示します。

6月5日(土)

午前8時30分～午後5時

場所 スポーツプラザロビー ※感染対策として、マスクの着用やソーシャルディスタンス、手指消毒にご協力ください。

※トーチに触れることはできませんが、写真撮影はできます。

左側がオリンピック聖火リレートーチ、右側がパラリンピック聖火リレートーチです。オリンピック聖火リレーでは「桜ゴールド」、パラリンピック聖火リレーでは「桜ピンク」の美しい色のトーチが使用されます。

### 「第2回小出義雄杯八街落花生マラソン大会」の開催を令和4年10月に延期します



スポーツ振興くじ助成事業

「第2回小出義雄杯八街落花生マラソン大会」は、10月24日(日)の開催に向けて準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止とランナーやボランティアの

方など関係する皆さんの健康・安全面を考慮した結果、令和4年10月に延期することに決定しました。

本大会を心待ちにされている皆さまに心よりお詫び申し上げますとともに、今後は、令和4年10月の開催に向け、鋭意準備を進めてまいりますので、引き続き、ご理解ご協力をお願いいたします。

小出義雄杯八街落花生マラソン大会実行委員会 (スポーツ振興課)

443・1465

### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を実施します。

#### 給付対象者

- ① ①③のいずれかに該当する方
- ② 令和3年4月分の児童扶養手当を受給されている方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給されている方と同じ水準となっている方

#### 給付額

児童1人当たり一律5万円

#### 申請手続き

①に該当する方 給付金の申請は不要で、5月19日(水)に令和3年4月分の児童扶養手当を受給されている口座に振り込みました。 ※児童扶養手当が受給されている指定口座を解約しているなど、給付金を受給されない方は、子育て支援課にご連絡ください。

### 児童手当現況届はお早めに



居住が要件ですが、留学している子どもも受給される場合があります。 ※里親、児童養護施設などに入所している子どもは、施設の設定者などが給付対象者となります。 ※監護要件を満たす方が複数いる場合は、子どもと同居している方が給付対象者(単身赴任の場合は主に子どもの生計を維持している方)となります。

児童手当を受給されている方は、毎年、児童手当現況届を提出する必要があります。提出されないと、6月以降の児童手当が受けられなくなりますので期間内に提出してください。

受給されている方には、6月1日(火)までに現況届を郵送しましたが、届かない場合は子育て支援課までご連絡ください。

#### 給付額

- 3歳未満(一律) 月額 15000円
- 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額 10000円
- 3歳以上小学校修了前(第3子) 月額 15000円
- 中学生(一律) 月額 10000円

※所得制限があり、限度額以上の場合、児童1人につき月額5000円です。

#### 給付月

- 6月期 2月～5月分
- 10月期 6月～9月分

令和4年2月期 10月～令和4年1月分

#### 子育て支援課

443・1693



子育て支援課 443・1693

八街市の各区を紹介します(25)【四木区】

八街市には39の区があり、それぞれの地区で、その地域ならではの歴史や文化があり、そこに暮らす住民同士によるさまざまな自治活動が行われています。今月は、四木区を紹介します。

四木区は、八街市の南東部に位置し、碁盤の目状に区画された平坦で畑が多い地域です。ニンジンやサトイモ、サツマイモなどの生産出荷が盛んで、区内には2つの出荷組合があります。

区の中心部に農作物の集荷場と併設して、四木区コミュニティセンターがあります。コミュニティセンターには広い駐車場があり、使いやすい施設となっているため、町内会や行政関連の行事など、さまざまな方面で利用され、活動の拠点となっています。

区の南部には小間子馬神社(おまごうまじんじや)があり、四木と一部の滝台の氏神様として祀られています。桜の綺麗な神社であり、春の4月3日、秋の10月17日に例祭が行われているほか、この神社を会場に七五三のお祝いを行うなど、地域ぐるみで子どもたちの成長を見守っています。

四木区は、北部の笹引小学校区と南部の二州小学校区の2つの小学校区で構成されま

すが、普段別々の小学校に通う子どもたちの交流を図るため、毎年『夏休みお楽しみ会』を開催しています。区の青少年相談員が中心となって、かき氷の出店やビンゴゲーム、映画会などが行われ、子どもたちが楽しみにする夏休みの行事のひとつになっています。

また、会の終了後に子どもたちをはじめ、保護者や区の役員、青少年相談員などが一緒に消火訓練に取り組むことが毎年の恒例行事となっており、消防署職員の指導のもと「火事だ！」の掛け声で訓練が始まり、老若男女を問わず真剣に取り組んでいます。

四木区は、新たな住民を含め、さまざまな立場の方々と防災を考えながら、自助・共助・公助の理念のもと、交流を深め、より良い区の発展を目指していきます。

区南部にある小間子馬神社



区南部にある小間子馬神社

八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会委員を募集

市では、男女が対等なパートナーとしてその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目標とした、八街市第3次男女共同参画計画を令和4年3月に策定する予定です。

策定するにあたり、男女共同参画社会の実現と市民との協働による計画づくりの推進を図るため、八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会を開催します。次のとおり委員を募集します。

- 募集人数 2人程度
- 任期期間 7月～令和4年3月
- ※会議は4回程度開催予定。
- 対象者
  - ・20歳以上で市内在住の方
  - ・平日の会議などに出席できる方

提出先・問い合わせ先

〒289-1192 八街市八街ほ35番地29

企画政策課

☎443-1114

✉kikaku@city.yachimata.lg.jp

※報酬、謝礼の支給はありません。

応募方法

任意の様式で住所・氏名・電話番号・年齢・性別・職業を記入のうえ、応募の動機・男女共同参画についての意見を400字程度にまとめ、企画政策課に郵送またはメールで提出してください。

6月25日(金)(当日必着) ※後日、応募者にご連絡します。

違法な不用品回収業者にご注意ください

トラックなどで、ご家庭をまわって家電などの不用品を回収したり、不用品無料で回収というチラシを配布している業者の中に、違法に回収している業者が多くいます。

これらの業者を利用すると、回収後に高額な料金を請求されたり、不法投棄などの不適正な処理につながる可能性があります。家庭で不用となったものを処理する場合には、ごみ収集カレンダー裏面の「家庭ごみの分け方・出し方」や

区クリーン推進課

☎443-6937



住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金の受付を開始します



家庭内の地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金を交付します。

補助金額・基数

①住宅用太陽光発電設備

- 金額 1キロワット当たり 2万円(9万円上限)
- 基数 13基(先着順)

②家庭用燃料電池システム

- 金額 5万円上限
- 基数 6基(先着順)

③定置用リチウムイオン蓄電システム

- 金額 10万円上限
- 基数 15基(先着順)

補助対象の方

①既に住宅の建築工事が完了済みで、住宅用太陽光発電設備(未使用品)を設置し、

エネルギー管理システム(HEMS)または、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した方。

②家庭用燃料電池システム(未使用品)を設置した方。

③定置用リチウムイオン蓄電システム(未使用)を設置し、住宅用太陽光発電設備が設置済みまたは同時に設置した方。

④①③のいずれも自ら居住する市内の住宅に、令和3年4月1日以降に設備設置工事を着手・完成し、交付申請された方。

申請受付期間

6月14日(月)～令和4年2月28日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

申請方法

補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて環境課に提出してください。(郵送・FAX不可) 申請書は環境課で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、環境課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。 環境課 ☎443-1406

記号の見方 時 日時 会場

内容 対象 定員 費用

用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

444-0815

444-0815

444-0815

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

444・0815

### 後期高齢者歯科口腔健康診査 (歯科健診) を受診しましょう

後期高齢者医療保険加入者の歯科健診を実施します。

対象者 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方

※令和3年5月中旬に受診票を送付しました。

昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれで、令和2年度に歯科口腔健康診査を受診できなかった方。

※令和2年8月上旬に受診票を送付しました。

実施期間 6月1日(火)～12月28日(火)

対象医療機関 千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関(市内)

あさの歯科医院 伊予歯科医院 沖永歯科医院 川野歯科医院 木俣歯科医院 塩野谷歯科医院 白井歯科医院 たきだ歯科医院 田久保歯科医院 古川歯科医院 松本歯科クリニック

みやした歯科・矯正歯科 ※市外の医療機関でも受診できます。対象医療機関については市ホームページをご覧ください。国保年金課にお問い合わせください。

健診内容 口腔診査(歯の状態、歯周病の状態など)

病の状態など) 口腔機能診査(舌の動き、物を飲み込む力など)

口腔衛生指導など 健診の受診方法

希望する健診協力医療機関に必ず、千葉県後期高齢者医療広域連合の歯科健診であることを伝えて、直接予約をして受診してください。

※受診は実施期間中に、1人1回までとなります。

健診費用 窓口負担はありません。

※健診後の治療に要する費用は有料となります。

受診の際に必要なもの 被保険者証・受診票

歯科健診に関する問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課 216・5013 受診票発行に関する問い合わせ 国保年金課 443・1139

### 歯科健診を受診しましょう



### ノルディック・ウォーク教室の参加者募集

2本のポールを使って歩き、無理な負荷がなく全身運動ができるノルディック・ウォーク。運動不足解消・健康増進・体力向上のために、ぜひご参加ください。

新型コロナウイルス感染症対策を行ってうえで実施します。

6月19日(土)(雨天中止) 午前9時～11時頃

スポーツプラザとその周辺 ※原則市内在住・在勤・在学の方

10人程度(先着順) 無料

申し込み 申し込み。 手袋・帽子・飲み物・リュックサック・ポール(お持ちの方のみ)

※マスク着用とソーシャルディスタンス、手指消毒にご協力をお願いします。

※歩きやすい服装・靴でお越しください。

※ポールの貸し出しができません。

※荷物各自で管理をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。

お問い合わせ 443・1465

### 「私の思い」八街っ子の主張」作品募集

教育委員会と八街っ子サポート連絡協議会では、市内の児童・生徒から作文を募集します。

①市内在住の児童・生徒 ②市内の小・中・高校に在学する児童・生徒

応募方法 ①市内在住の児童・生徒は、9月8日(水)までに社会教育課へ直接提出してください。

②市内の小・中・高校に在学する児童・生徒は、所属する学校長の推薦により社会教育課に提出してください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 443・1464

家庭、学校生活、社会(地域活動)および身の回りや友達との関わりなど。

社会や世界に向けての意見、

未来への希望や提案など。 テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会のさまざまなできごとに対する意見や感想、提言など。

### 自己の個人情報開示請求・公文書公開請求・不服申立ての状況

市では、個人情報を正しく取り扱うために必要な事項を定めた個人情報保護条例と、公文書の公開を請求する市民の皆さんの権利を定めた公文書公開条例を制定しています。

多くの皆さんに市政への理解と信頼を深めてもらうため、市が保有している公文書などの情報を広く公開しています。また、市民の方の求めに応じて、本人に係る個人情報を条例に基づいて開示しています。

令和2年度中に受け付けた、自己情報開示請求と公文書公開請求および行政不服審査法に基づく不服申立ての状況をお知らせします。

総務課 443-1113

#### 自己の個人情報開示請求の状況(令和2年度分)

実施機関	件数	決定内容					
		開示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	却下
市長	14	10	2	0	0	2	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
水道事業	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	11	2	0	0	2	0

#### 公文書公開請求の状況(令和2年度分)

実施機関	件数	決定内容				
		公開	部分公開	非公開	取下げ	却下
市長	62	50	4	4	0	4
教育委員会	2	1	1	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
水道事業	0	0	0	0	0	0
合計	64	51	5	4	0	4

#### 不服申立て(審査請求)の状況(令和2年度分)

実施機関	件数	決定内容				
		認容	部分認容	一部棄却	一部却下	却下
市長	2	0	0	1	1	1

※1件の審査請求が一部棄却と一部却下という決定内容になりました。

### 学校給食費の納付をお願いします

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達を目的の一つとしており、バランスの取れた栄養豊かな給食を提供するために、食材の購入や調理、配送などさまざまな課程を経ています。

保護者の皆さまが納めている学校給食費は、食材の購入費のみに充てており、施設の整備費や調理、配送に係わる経費は市が負担しています。

学校給食費は、原則、口座振替による支払いとなりますが、銀行口座の残高不足などにより、口座振替ができなかった場合は、児童・生徒を通して納入通知書をお渡しします。

納入通知書の裏面に記載している各金融機関のほか、各小・中学校、学校給食センターで学校給食費の支払いをお願いします。

また、経済的に学校給食費

の支払いが困難な方は、家族の収入状況に応じて援助を受けられる場合がありますので、学校教育課（☎443・1446）にご相談ください。

学校給食費の未納がある方には、催告書や督促状の送付を行うとともに、各小・中学校と学校給食センターが連携し、学校における保護者面談などで納付をお願いします。

特別な理由もなく、納入指導にも応じない悪質な長期滞納者には、法的措置として簡易裁判所への支払督促申立てを行い、保護者間の公平性の確保に努めています。

保護者の皆さまには学校給食の意義をご理解いただき、学校給食費の支払いに納め忘れないか再度ご確認をお願いします。

遅延がないようお願いします。

☎ 444・1181

☎ 443・0677

### 6月1日～7日は水道週間です

生活も

ウイルス予防も

蛇口から

厚生労働省では、水道について国民の理解と関心を深めるため、毎年6月1日から7日まで水道週間を実施します。

市でも、水道事業のより深いご理解と今後の取り組みについて市民の皆さまのご協力をいただくために「水道週間」に協賛しています。

#### 貯水槽の管理

①貯水槽の清掃は、専門的な知識・技能を有する方が年1回以上行ってください。

②貯水槽の点検は、月1回程度行ってください。また、凍結したり、欠損を発見した時などは、速やかに補修・改善をしてください。

③水質検査を常に行い、水質に異常があると思われる場合には、施設の利用者などに水道水を飲まないよう周知するとともに、保健所などの専門機関で安全性を確認してください。

#### 貯水槽は

正しく管理しましょう

団地やビル、マンションなどの水道水は、水道管から供給された水をいったん受水槽に貯め、これを屋上などにある高架水槽にポンプでくみ上げてから給水されています。

この受水槽と高架水槽を合わせた設備を一般的に貯水槽といいますが、この貯水槽を設置している管理責任者の方には、

☎ 443・0677

### 生活保護制度のご案内

コロナ禍で「収入が途絶えて生活に困っている」「医療費が支払えない」など、暮らしがひっ迫する世帯が増えていきます。あらゆる制度を利用して生活に困る状況のとき、憲法に規定される健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度として生活保護制度があります。

生活保護の申請は国民の権利であり、法律の定める要件を満たす限り、すべての方が受けることができます。生活が苦しいときは、社会福祉課に相談ください。

#### 生活保護の種類

- 生活扶助 日常の暮らしのための費用
- 教育扶助 義務教育を受けるための費用
- 住宅扶助 家賃や間代、家屋修繕などの費用
- 医療扶助 通院・入院した場合の治療に必要な費用
- 介護扶助 介護保険サービスを受けるための費用
- 出産扶助 出産に必要な費用
- 生業扶助 仕事に就くための技能を身につけるための費用
- 葬祭扶助 火葬・埋葬などにかかわる費用

#### 生活保護のしくみ

世帯の人数や年齢により、生活保護の基準額は異なります。基準額に対し世帯の収入が少ない場合は生活保護が適用されます。

### 6月の移動交番情報

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		③	⑦	⑩	⑥	⑤
6	7	8	9	10	11	12
	①	②	⑨	⑥	⑫	⑦
13	14	15	16	17	18	19
	⑫	②	③	④	⑪	⑧
20	21	22	23	24	25	26
		⑥	⑨	③	④	⑩
27	28	29	30			
	⑧	①	⑤			

### 「小規模工事等契約希望者登録制度」の登録を受付

小規模工事等契約希望者登録制度は、市内小規模事業者の受注機会を拡大するため、八街市が注する小規模工事や修繕の受注・施行から見積りまで、最も低い額を見積もるものとします。

#### 登録できる方

・八街市内に主たる事業所（本社・本店）または住所（住民登録）を有する方

#### 登録できない方

- ・成年被後見人や被保佐人、破産者で復権を得ていない方
- ・八街市入札参加資格者名簿に記載されている方
- ・経営内容が著しく不健全であると認められる方
- ・希望する業種を履行できない方
- ・必要な法令などを守っていない方
- ・市税を滞納している方
- ・暴力団員、暴力団を有する方

#### 登録申請方法

登録申請書などに必要事項を記入し、添付書類を添えて財政課に持参または郵送してください。登録申請書などは、財政課窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

#### 登録有効期間

申請日の翌月1日～令和5年5月31日

#### ☎ 財政課

☎ 443-1117

記号の見方 時日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

☎ 484・0110 内線515

※午前・午前10時～11時30分 午後・午後2時～3時30分

☎ 484・0110 内線515

# みんなの広場

## お知らせ

### 第27回フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で余っている食品を寄贈いただき、福祉施設や団体、困窮する子育て世代などへ無償で提供するフードバンクちばが主催するボランティア活動です。

#### 寄贈期限

6月30日(水)

#### 寄贈いただきたい食品

インスタント食品・缶詰・レトルト食品・離乳食・米など

※常温保存可能で、賞味期限が2カ月以上あるもの  
受取窓口  
八街市社会福祉協議会  
八街市社会福祉協議会  
〒443-0748

### 千葉県立富里特別支援学校

#### 「学校見学」のご案内

令和4年度に入学希望する方を対象に、説明・見学・相談を行っています。  
入学希望する方は、お住まいの教育委員会または、在籍している学校にお問い合わせください。

#### 実施期間

7月31日(土)まで  
午前10時～11時  
※対象の方以外で、学校見学

を希望する方は、千葉県立富里特別支援学校へ相談ください。  
千葉県立富里特別支援学校  
教育相談係  
☎0476-92-2100

#### 楽しく集めよう!

#### ご当地キャラ

#### スタンプラリー印旛2021

県立房総のむら、県立北総花の丘公園、佐倉ふるさと広場など、印旛地域の観光施設など20カ所にご当地キャラクターがデザインされたスタンプを設置します。スタンプを集めて応募すると、印旛地域の素敵な特産品などを抽選でプレゼントします。  
スタンプラリーのリーフレットは実施期間中、対象施設や印旛地域内各市町の役所などで配布しています。

#### 実施期間

6月15日(火)～8月31日(火)

#### 主な賞品・当選者数

- A賞 8人 うなぎ蒲焼など2種類の賞品
- B賞 24人 梨10kgなど3種類の賞品
- C賞 68人 黒豆の生カステラセットなど6種類の賞品
- D賞 30人 ご当地いんばグッズ

#### 賞品応募締め切り

9月3日(金)必着  
※対象施設や賞品など詳しく

は、印旛地域振興事務所ホームページをご覧ください。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止・変更となる場合があります。最新情報は、印旛地域振興事務所地域振興課へお問い合わせください。  
☎483-1111  
印旛地域振興事務所  
地域振興課

#### 6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

動物を飼っている方は、次の事項を守りましょう。  
動物を飼う前にきちんと確認  
えさは、きちんとあげられますか？  
飼っている周りをきれいに掃除できますか？  
病気になるたとき、看病できますか？  
お家の人全員で飼うことに賛成しましたか？  
一生きちんと面倒をみられますか？

#### 犬・猫を飼うときのきまり

- 犬は、生まれて91日以上経過したら市役所環境課で登録し、狂犬病予防注射を受けてください。
- 動物には飼い主が分かるようにに名札などをつけましょう。
- 犬の首輪には、鑑札と狂犬病予防注射済証をつけてください。
- 道路や公園などで犬を放してはいけません。
- 猫は、健康と安全のためにも家の中で飼うようにしましょう。

犬や猫はトイレなどのしつけをしましょう。  
不幸な命を増やさないために  
犬や猫などは放っておくと、子犬や子猫を次々に生んでしまいます。増えすぎて困らないように、獣医さんに相談して生まないための手術をしてもらいましょう。  
動物を捨てると法律で罰せられます。

#### 人と動物の健康のために

- 動物の種類や大きさによって、ちようど良いえさと水をあげましょう。
- 病気になるたときは、きちんと看病をしましょう。
- 犬は檻に入れたままだったり、つなぎっぱなしでは運動不足になってしまうので、散歩に連れていきましょう。
- 動物の家と、その周りはいつもきれいにしておきましょう。
- 動物に触る前と後には、きちんと手を洗いましょう。

#### 千葉県動物愛護センター

☎0476-93-5711



### 行政相談委員を退任された方々に 総務大臣より感謝状が贈られました

永年にわたり行政相談委員を務められ、3月31日に退任された竹内正臣氏と森井辰夫氏に4月13日(火)市長室において、総務大臣より感謝状が贈られました。



左側から千葉行政監視行政相談センター高橋 巧所長・森井 辰夫氏・竹内 正臣氏・北村市長

#### 年金相談・お手続きの際は ぜひご予約を!

日本年金機構の全国にある年金事務所では、年金相談や年金請求手続きする時には、「事前予約」を、ぜひご利用ください。  
予約希望日の1カ月前から前日までに予約できます。

事前予約する際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をお手元にご用意ください。  
予約方法  
全国共通の予約専用受付電話(☎0570-05-4890)または、お近くの年金事務所でお申し込みください。  
☎212-8621

#### 電波利用環境保護 周知啓発強化期間

総務省では、6月1日～10日を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動や不法無線局の取り締まりを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。  
関東総合通信局  
不法無線局による混信・妨害  
☎03-6238-1939  
テレビ・ラジオの受信障害  
☎03-6238-1945  
地上デジタルテレビ放送の受信相談  
☎03-6238-1944

# こんにちは保健センターです

申し込み・問い合わせ 健康増進課 ☎443・1631

## 7月から

### 子宮頸がん検診が始まります 〜2年に1度の 隔年受診です〜

#### 対

①平成14年3月31日以前に生まれた女性のうち令和4年3月31日時点で偶数年齢に該当する方  
②無料クーポン券対象者  
(平成12年4月2日〜平成13年4月1日生まれの女性)

#### 【集団検診】完全予約制

予約受付は、6月12日(土)午前9時から開始します。  
6月12日(土)・13日(日)は電話のみの受付となり、6月14日(月)以降は、月曜〜金曜日の予約受付となります。  
また、感染対策のため、受診人数を制限しています。  
時 7月5日(月)・6日(火)・14日(水)・16日(金)・17日(土)・26日(月)・30日(金)  
※7月6日(火)・16日(金)は、保育ができます。(要予約)  
※検診当日の受付時間は、健康増進課にお問い合わせください。

#### 場

総合保健福祉センター  
(7月14日(水)以外)  
スポーツプラザ  
(7月14日(水)のみ)  
※生活保護受給者は生活保護費1000円

受給証明書を、中国残留邦人支援給付受給者は本人確認証をお持ちください。費用を免除します。

◎検診当日から2週間前までに、次の症状などに該当する方は受診することができません。

- ・37.5℃以上の発熱がある。
- ・強いだるさや息苦しさ、味覚・嗅覚異常、嘔吐・下痢の症状がある。
- ・海外渡航歴がある。
- ・新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者と濃厚接触した恐れがある。

#### ◎検診当日、マスクまたはマスク代用品の着用をお願いします。

◎検診会場でスリッパの貸し出しはありません。感染対策のため、素足での入場はお断りします。くつ下または室内履きをご用意ください。  
【個別検診】予約不要  
時 7月1日(木)〜  
令和4年2月28日(月)

#### 場

※2月は混みますので、早めの受診をお勧めします。  
・遠藤内科医院  
・新八街総合病院  
・ひきたクリニック  
※遠藤内科医院は10月30日(土)まで実施します。  
受診方法  
問診票・保険証(現住所が

明記されているもの)を医療機関へ持参して受診してください。  
費 2000円

※他の検査が必要となったり、相談する場合は、別途費用がかかります。  
※災害または感染症などにより、検診が変更・中止となる場合があります。

#### 保健推進員の活動を紹介します

黄色いエプロンが目印の保健推進員は、健康増進課が行う推進員向けの研修会を定期的に受け、そこで学んだ知識や技術を生かして、市民と行政のパイプ役として、市の保健活動を地域に伝えたり、市民の健康づくりのために活動を行っています。  
主な活動として、講習会などを開催したり、小さなお子さんをお持ちの母さんが婦人科検診を受けられるように、保育を行っています。  
地域の健康づくりに関心がある元気な方々ですので、見かけた際には、ぜひ声をかけてください。

#### 現在15人の保健推進員は、「運動」「栄養」の2つのグループに分かれ、講習会などを企画し、実施に向けて準備をしています。

コロナ禍での活動は、例年のように多くの市民の方と交流していくのは難しいですが、感染対策を行いながら、少しずつでも健康づくりにつながる活動を広めていきたいと考えています。

#### 保健推進員養成講座『はつらつ健康教室』を開催

市民の健康づくりや地域活動に関心があり、健康に自信がある40〜69歳の方で令和4年4月より活動していただけた方を募集します。  
この養成講座は、推進員の役割や基本的な活動内容、地域での健康づくり活動に必要な食事や運動などの基礎知識の講義を2日間で開催します。  
養成講座の日程など詳しくは、広報8月1日号・12月1日号で掲載する予定です。  
□**口腔ケアで口臭を予防しよう**

感染対策で、マスクを長時間着用していると、口臭が気になるという方が増えていきます。  
そもそも口の中が匂う主な原因は、「細菌」です。マスク生活で口呼吸が増えたり、飲み物の摂取回数が減るなどして口の中が乾き、細菌が増殖して口臭が発生しやすくなります。

#### 口臭には、朝起きた時などに一時的に強まる「生理的口臭」と、むし歯や歯周病など口の中の環境に由来する場合や糖尿病などの全身疾患が原因となる「病的口臭」があります。

「生理的口臭」は、主に舌後方に付着した舌苔にいる細菌の腐敗作用で発生します。

1日1回起床時に舌ブラシを使い、軽い力で清掃すれば口臭が抑えられます。口臭は、口の中の汚れ具合に比例して強くなりますので、日ごろから、こまめに歯ブラシやデンタルフロス・歯間ブラシなどを使って清掃しましょう。

また、唾液で常に口の中が潤っていると細菌の繁殖を抑えられるので、キシリトールガムを噛んだり、舌を大きく出したり、上下左右に動かすだけでも唾液が分泌されますのでおすすめです。  
さらに、むし歯や歯周病になっっていないか、かかりつけ歯科医をもって、定期的に管理してもらいましょう。

## 子育て親子の交流の場

おやこサロン「ひまわり」  
時 月曜〜金曜日  
(祝日を除く)  
午前9時30分〜正午  
午後1時〜3時30分  
場 朝陽幼稚園内  
対 就学前(幼稚園・保育園に通園していない)のお子さんとその保護者  
定 5組  
予 約 申 込 先  
(1時間までで予約制)  
☎090・4420・5858  
※入室時に検温・手指消毒・保護者の方はマスクの着用をお願いします。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。  
園 子 育 て 支 援 課  
☎443・1693

## 地域包括支援センターからのお知らせ

本市の65歳以上の方の人口は2万人を超え、市の人口の31%に達しています。  
高齢で1人暮らしをしている方もめずらしくはなくなりましたが、詐欺の被害に遭わないか、転んで骨折しないか、認知症にならないかなど、先のことや不安を感じている方もおられることでしょう。  
そんな時に備えて、自身の身のまわりのことを書き記しておきませんか。  
・飲んでる薬やかかりつけの医療機関  
・親族や近い方の連絡先  
・年金や貯金の預け先や届出印の保管場所  
・治療や療養についての考え、希望などに触れる  
1枚の紙にまとめておくだけでもよいでしょう。  
また、家族と暮らしている方も自身の行くところについて話し合ってみませんか。  
末 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー  
☎443-1207  
南 部 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー  
☎308-3426

記号の見方

時 日 時

場 会 場

内 容

対 象

定 員

費 用

申 込 込 込

締 切

持 持

物 物

問 問

合 合

わ せ

☎

444・0815

☎

444・0815

図書館に行ってみよう

図書館のホームページ <https://www.library.yachimata.chiba.jp>  
電話番号 043-444-4946 (午前9時~午後5時)

<今月の催し>

◇県民の日 特別映画会

6月15日(火) 午前10時30分~、午後2時~(各115分)  
パッチ・アダムス

◇えほんがうごくえいがかい【対象3歳程度~】

6月12日(土) 午前10時30分~、午後2時~(各30分)  
『わたしのワンピース』 『みずいろのながぐつ』  
『きんぎょのトトとそらのくも』

◇パラダイスシアター

6月6日(日)	野生のエルザ
6月13日(日)	永遠のエルザ
6月15日(火)	【県民の日特別映画会】パッチ・アダムス
6月20日(日)	あらいぐまラスカル完結版【児童向け】
6月27日(日)	愛と追憶の日々

※各日とも午前は午前10時30分から、午後は午後2時から上映します。

今月の催しは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止する場合があります。最新情報は、図書館ホームページでご確認いただくか、図書館へお問い合わせください。

<今月の休館日>

7・14・21・28・30

6月の移動図書館<ひばり号>巡回予定日時

2日・16日(毎月第1・第3水曜日)	
場所	時間
文違コミュニティセンター	午後1時40分~2時00分
榎戸第2児童公園付近(泉台)	午後2時20分~2時40分
藤の台集会所	午後2時50分~3時10分
みどり台第1児童公園	午後3時30分~3時50分

3日・17日(毎月第1・第3木曜日)	
場所	時間
二州小学校沖分校	午前10時10分~10時30分
八街市役所	午後0時40分~1時00分
富山コミュニティセンター	午後1時20分~1時40分
市営住宅朝陽団地	午後2時00分~2時20分

9日・23日(毎月第2・第4水曜日)	
場所	時間
二州小学校	午後1時10分~1時30分
宮ノ原コミュニティセンター	午後1時50分~2時10分
上砂やすらぎの家	午後2時20分~2時40分
吉倉ガーデンタウン	午後3時00分~3時20分
希望ヶ丘(コミュニティセンター隣)	午後3時40分~4時00分

10日・24日(毎月第2・第4木曜日)	
場所	時間
市営住宅笹引団地	午前9時40分~10時00分
大谷流子どもの遊び場	午後2時00分~2時20分
用草公民館	午後2時30分~2時50分
朝日区コミュニティセンター	午後3時20分~3時40分

※暴風雨など悪天候の時は運行を中止します。

図書館は、休館日・祝日を除く毎週水曜日・金曜日は午後7時まで開館しています。

夜間および休日の市税納付・納税相談窓口

時【夜間】	6月1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)
	午後5時15分~8時
【休日】	6月27日(日)
	午前8時30分~午後5時
場納税課	市税の納付、納税相談
間納税課	☎443-1115

<市役所の日曜開庁日>

今月は6月27日(日)です。  
市民課・課税課・納税課・国保年金課で業務の一部を取り扱いますのでご利用ください。(住民異動が伴う業務・国民年金業務・後期高齢者医療保険業務は取り扱うことができません)

今月の納付

市民税 1期

相談コーナー

相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。  
新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。

【法律相談(弁護士)】	6月2日(水)・16日(水) 午後1時~4時	総合保健 福祉センター	相談当日午前8時30分から電話で受付。先着10人まで。 ☎社会福祉協議会☎443-0748
【心配ごと相談】	6月2日(水)・16日(水) 午後1時~4時	総合保健 福祉センター	☎社会福祉協議会☎443-0748
【司法書士相談】	6月8日(火) 午後4時~6時	総合保健 福祉センター	相談当日午前8時30分から電話で受付。先着6人まで。 ☎やちまた司法書士事務所☎308-4227
【ハローワークちば出張相談】	6月8日(火) 午前10時~正午 6月25日(金) 午後1時~3時	総合保健 福祉センター	生活困窮世帯やひとり親家庭などが対象で各日先着5人まで。(予約制) ☎社会福祉協議会内自立相談支援窓口☎312-0766
【気になる子どもの個別相談】	6月28日(月) 午前10時~正午・午後1時~3時	総合保健 福祉センター	予約制で先着6人まで。 ☎社会福祉協議会☎443-0748
【年金相談】	6月17日(木) 午前10時~正午・午後1時~3時	総合保健 福祉センター	社会保険労務士が相談(書類の書き方なども含む)を受けます。受付は午後2時30分まで☎国保年金課☎443-1139
【交通事故相談】	6月18日(金) 午前10時~午後3時	総合保健 福祉センター	予約制で相談日の2日前までにご連絡ください。 ☎防災課☎443-1119
【人権相談】	6月24日(木) 午後1時~3時	総合保健 福祉センター	人権擁護委員が相談を受けます。事前に電話連絡をお願いします。☎総務課☎443-1113
【行政相談】	6月24日(木) 午後3時~5時	総合保健 福祉センター	行政相談委員が相談を受けます。事前に電話連絡をお願いします。☎総務課☎443-1113
【こころの健康相談】	6月14日(月) 午後2時~4時	総合保健 福祉センター	予約制。 ☎障がい福祉課☎443-1649
【弁護士相談(市税滞納者)】	6月27日(日) 午後2時~4時	納税課	予約制で先着6人まで。 ☎納税課窓口または☎443-1115
【家庭児童相談】	毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前9時30分~午後4時	総合保健 福祉センター	電話相談も受け付けます。 ☎子育て支援課☎443-1693
【学校教育相談】	毎週月水金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後3時	八街市教育 支援センター	電話相談専用ダイヤル☎310-5017 ☎八街市教育支援センター☎443-8040
【家庭教育相談】	毎週火~木曜日(祝日を除く) 午前9時~午後4時	中央公民館内 社会教育課	☎社会教育課☎443-1464
【消費生活相談】	毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~正午・午後1時~4時	商工観光課内	☎八街市消費生活センター☎443-9299

記号の見方 時 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444-0815